

樋原市監査公表第5号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定に基づく財政援助団体等監査を樋原市監査基準（令和2年樋原市監査公表第4号）に準拠し実施したので、その結果を同条第9項の規定により公表します。

令和7年12月19日

樋原市監査委員 久保田 幸治
樋原市監査委員 中西 達也
樋原市監査委員 奥田 寛

財政援助団体等監査の結果報告について

第1 監査の対象

1 対象団体

公益社団法人樋原市スポーツ協会

2 対象事務

令和6年度財政的援助（樋原市スポーツ協会運営補助金）に係る出納その他の事務の執行

第2 団体の概要

公益社団法人樋原市スポーツ協会（以下「本協会」という。）は、樋原市におけるスポーツの振興を目的とした事業を行い、市民の健康増進及び体力向上を図り、スポーツ精神を養い、もって明るく豊かな市民生活の形成に寄与することを目的とし、昭和31年に樋原市体育協会として設立された。その後、平成19年に社団法人格を取得し、平成26年には公益社団法人認定を受け、名称も樋原市体育協会から現在の名称に改められた。

本協会の事業の実施概要は、次に掲げるとおりであり、令和7年3月末で31団体、約8,000人が本協会に加盟し、各種スポーツを実践している。

- (1) 各種スポーツスクール及びスポーツ大会の企画・運営に関する事業
- (2) スポーツ競技の指導者及び審判員の育成並びに競技力の向上に関する事業
- (3) スポーツ団体の組織強化及び活動助成事業
- (4) 青少年のスポーツ活動の育成・振興に関する事業

- (5) スポーツ競技及びスポーツ施設に関する情報の収集及び市民への情報提供
- (6) 市民スポーツの振興に係る各種顕彰事業
- (7) 体育施設の安定した管理運営及び施設利用の各種スポーツ事業の展開
- (8) その他本協会の目的を達成するために必要な事業

また、令和6年度の本協会事務局の体制は、市派遣職員1人、一般職員2人、嘱託職員2人、臨時職員2人の計7人である。

第3 檜原市からの財政的援助

本協会は、令和6年度に樫原市における特定の団体等に対する補助金等交付要綱（平成25年樫原市告示第95号。以下「交付要綱」という。）に基づき、樫原市から樫原市スポーツ協会運営補助金（以下「運営補助金」という。）として、11,850,000円の交付を受けている。

第4 監査の期間

令和7年8月20日から同年10月27日まで

第5 監査の着眼点

1 本協会関係

- (1) 事業計画書、予算書、事業報告書、決算書等と市所管課へ提出した補助金交付申請書、実績報告書等は符号しているか。
- (2) 補助金の交付申請書の提出、補助金の請求、受領は適時に行われているか。
- (3) 補助金の対象事業は、計画及び交付条件に従って実施され、十分に効果が挙げられているか。
- (4) 補助金が補助の対象事業以外に流用されていないか。
- (5) 補助金の收支等会計経理は適正に行われているか。
- (6) 出納関係の帳票の整備及び記帳は適正か。
- (7) 領収書等の証拠書類の整備、保存は適正か。
- (8) 補助金の使途の特定は適正に行われているか。
- (9) 精算報告は適正に行われているか。
- (10) 精算に伴う返還金の返還は適時に行われているか。
- (11) 現金や預金通帳、銀行印等の管理体制は適切か。
- (12) 補助金により取得した備品等の管理に問題はないか。

2 市所管課関係

- (1) 補助金の決定は、法令等に適合しているか。

- (2) 補助金交付要綱は整備されているか。
- (3) 補助金の交付目的及び対象事業の内容は明確か。公益上の必要性が認められるか。
- (4) 補助対象経費が明確になっているか。
- (5) 団体に対する補助金の経理についての指導監督は適切に行われているか。
- (6) 補助金の効果、条件履行、対象経費、使途の適正性等の確認は、実績報告書等により行われているか。
- (7) 補助金の額の算定、交付方法、時期、手続等は適正か。
- (8) 精算報告書の内容は、必要に応じて領収書等証拠書類との対照を行なうなど、十分に確認がなされているか。

第6 監査の実施内容

前記第3の運営補助金に係る出納その他の事務の執行について、本協会及び市所管課であるスポーツ推進課から必要な資料の提出を求め、監査当日に関係職員から事情聴取するとともに、関係諸帳簿等について事務局職員による点検及び確認を行うことにより、監査を実施した。

第7 監査の結果

前記のとおり監査した限りにおいて、令和6年度財政的援助（運営補助金）に係る出納その他の事務の執行について、以下のとおり一部には是正又は改善が必要である事項が認められた。

指摘事項について、措置を講じたときは、地方自治法第199条第14項の規定に基づき、当該措置の内容を監査委員に通知されたい。

1 補助対象経費の非該当について（本協会及び市所管課）

運営補助金について、補助金を充当することができる経費は、交付要綱別表において規定されている。しかしながら、会議用飲料については、補助対象経費のいずれにも当てはまらず、本協会が支出した会議用飲料2, 280円は補助対象経費には該当しない。

また、電報料については、令和3年3月に定められた樋原市補助金等の執行手続きに係る統一的な取扱基準である「補助金等取扱基準」において、補助対象経費に関し「団体等の運営や補助事業と直接関係しない経費は除く」とあり、かつ慶弔費等の交際費は、補助対象経費の範囲外となるため、本協会が支出した電報料4, 840円は補助対象経費には該当しない。

市所管課においては、補助金交付にあたって、各経費がそれぞれの補助対象となる経費であるかどうかについて、十分に確認する必要がある。しかしながら、交付要綱別表に規定する補助対象経費の範囲に該当しない経費が計上され、令和6年度分の運営補助金の額の確定が行われていた。

2 現金出納帳の記載誤りについて（本協会）

本協会が独自に定める本協会会計処理規程（以下「会計規程」という。）第27条において、「出納責任者は、現金残高と現金出納帳の残高を毎日照合しなければならない。」と規定されている。しかしながら、関係書類の確認として現金出納帳と本協会通帳の入出金明細を照合したところ、金額が一致していないものがあった。

なお、前記のほか、市所管課において、起案の決裁区分誤りや公印確認印漏れが見受けられたので、今後の事務の執行において適正に処理するよう留意されたい。

（付記）

本協会会計規程第6条第2項において、「会計責任者は、専務理事とする。」と規定されている。また、同規程第22条において、「金銭等の出納保管並びに備品等の管理処分の事務を行う出納責任者は事務局長とする」と規定されている。

他方、令和6年6月9日から本協会内の専務理事の役職が新たに選任され、本協会事務局長が専務理事の役職も務めている。

このように会計規程上、会計責任者と出納責任者が同一者となっている運営体制は本協会定款等には相反しないが、内部牽制に配慮した会計及び財務処理の観点から十分留意した運営体制となるよう検討されたい。